

令和 7 年大府市規則一覧

公布日 令和 7 年 5 月 1 日

- 第 3 8 号 大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 3 9 号 大府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則
- 第 4 0 号 大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第38号

大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和45年大府市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（休業補償を行わない場合） 第 6 条の 2 条例第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1） <u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 （2） 略	（休業補償を行わない場合） 第 6 条の 2 条例第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1） <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 （2） 略

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 16 条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている場合、この規則による改正後の大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第 6 条の 2 第 1 号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。

大府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月1日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第39号

大府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

大府市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年大府市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 子ども・子育て支援給付	第2章 子ども・子育て支援給付
第1節 妊婦のための支援給付（第2条の2―第2条の5）	
第2節 子どものための教育・保育給付（第3条―第13条）	第1節 子どものための教育・保育給付（第3条―第13条）
第3節 子育てのための施設等利用給付（第13条の2―第13条の6）	第2節 子育てのための施設等利用給付（第13条の2―第13条の6）
第3章 略	第3章 略
附則	附則
第2章 子ども・子育て支援給付	第2章 子ども・子育て支援給付
第1節 妊婦のための支援給付	
（妊婦給付認定の申請）	
第2条の2 法第10条の9第1項の規定による認定の申請は、妊婦給付認定	

改正後	改正前
<u>申請書（第 1 号様式）によるものとする。</u> <u>（妊婦給付認定の結果の通知）</u> <u>第 2 条の 3 妊婦給付認定に係る府令第 1 条の 4 の 5 の規定による通知は、</u> <u>妊婦給付認定通知書（第 1 号様式の 2）又は妊婦給付認定通知書兼妊婦支</u> <u>援給付金支払通知書（第 1 号様式の 3）によるものとする。</u> <u>2 妊婦給付認定の申請の却下に係る府令第 1 条の 4 の 5 の規定による通</u> <u>知は、妊婦給付認定申請却下通知書（第 1 号様式の 4）によるものとする。</u> <u>（妊婦給付認定の取消し）</u> <u>第 2 条の 4 妊婦給付認定の取消しに係る府令第 1 条の 4 の 5 の規定によ</u> <u>る通知は、妊婦給付認定取消通知書（第 1 号様式の 5）によるものとする。</u> <u>2 市長は、妊婦給付認定を受けた者が市外へ転出したときは、当該転出の</u> <u>日をもって妊婦給付認定を取り消すものとする。</u> <u>3 第 1 項の規定にかかわらず、前項の場合における取消しに係る通知は、</u> <u>省略することができる。</u> <u>（胎児の数の届出等）</u> <u>第 2 条の 5 法第 10 条の 13 第 1 項の規定による届出は、妊婦支援給付金胎児</u> <u>の数の届出書（第 1 号様式の 6）によるものとする。</u> <u>2 前項の届出により妊婦支援給付金の額の決定をしたときに係る府令第</u> <u>1 条の 4 の 5 の規定による通知は、妊婦支援給付金（2 回目）支給決定通</u> <u>知書（第 1 号様式の 7）によるものとする。</u>	

改正後	改正前
<u>第2節</u> 略 (教育・保育給付認定の申請) 第4条 法第20条第1項の規定による認定の申請は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書(<u>第1号様式の8</u>)によるものとする。 <u>第3節</u> 略	<u>第1節</u> 略 (教育・保育給付認定の申請) 第4条 法第20条第1項の規定による認定の申請は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等入所申込書(<u>第1号様式</u>)によるものとする。 <u>第2節</u> 略

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式の8」に改め、同様式を第1号様式の8とし、同様式の前に次の7様式を加える。

妊婦給付認定申請書

大府市長

大府市
受付印

妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

1. 申請者の情報

		申請日		年	月	日
ふりがな		年齢		職業		
氏名		生年月日				
個人番号			電話番号			
現住所	〒					
居住地	(現住所と異なる場合のみ記載)					
妊娠確定日	年		月	日	出産予定日	年
妊娠届出日 時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)					

2. 妊娠に関して診療を受けている医療機関の情報

医療機関の名称	
住所	
電話番号	
診断した医師の氏名	

3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を

☐ 希望します。☐ 他の市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 既に他市町村で1回目の支給（5万円）の支給を受けています。

(支給市町村：)

☐ 希望しません。

裏面あり

4. 振込先口座

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協		本・支店 本・支所 出張所								
口座種別	口座番号（右詰で記入）							口座名義（カタカナ）		
1 普通 ・ 2 当座										

5. その他

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に大府市外に転出した場合には大府市の妊婦給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署 名

署名日 年 月 日

※振込先の口座確認書類

（通帳・またはインターネットバンキングの通帳内容確認画面）
（ここにのり等で張り付けてください。）

- ・金融機関名、支店名、口座番号及び口座人名義（カナ）がわかる部分を張り付けてください。）
- ・ゆうちょ銀行の場合は、「通帳の表紙を開いた見開き全体」（口座名義人名と、店番号（漢数字3ケタ）・口座番号（7ケタ）がわかる部分）を張り付けてください。

第1号様式の2（第2条の3関係）

第 年 月 号
日

様

大府市長

妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、
認定しましたので通知します。

※認定後に転出した場合について

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に大府市外に転出した場合には、転出日をもって大府市の妊婦給付認定は取り消されます。

また、取消しにより大府市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

上記の取消の処分があった場合に、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。

第1号様式の3（第2条の3関係）

第 年 月 日 号

様

大府市長

妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

また、妊婦支援給付金（1回目）の支給について、下記のとおり支払いますので通知します。

記

1. 支払予定日 年 月 日

2. 支払金額 円

※認定後に転出した場合について

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に大府市外に転出した場合には、転出日をもって大府市の妊婦給付認定は取り消されます。

また、取消しにより大府市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

上記の取消の処分があった場合に、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。

第1号様式の4（第2条の3関係）

第
年 月 日
号

様

大府市長

妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、
下記の理由で申請を却下しましたので通知します。

記

却下した理由

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3
か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長
に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算し
て6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市
を代表する者は、大府市長となります。）。

第 年 月 日 号

様

大府市長

妊婦給付認定取消通知書

下記のとおり、妊婦給付認定を取り消しましたので通知します。

記

1. 取消しの日 年 月 日

2. 取消しの理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。

妊婦支援給付金胎児の数の届出書

大府市長

妊婦支援給付金に係る胎児の数を届け出ます。

1. 申請・受給者

		申請日		年	月	日
フリガナ		生年	年 月 日			
氏 名		月 日	年 月 日			
		電話番号				
住 所 地	〒					

2. 胎児の数：_____人
支給対象となる子及び金額

	氏名	生年月日			計
合計額（申請額）			円	円	円

3. 振込先口座

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合 農協・漁協		本・支店 本・支所 出張所								
口座種別	口座番号（右詰で記入）				口座名義（カタカナ）					
1 普通 ・ 2 当座										

☐ 妊婦支援給付金(1回目)と同じ振込先（口座名義の変更なし）…通帳コピーの提出不要

4. 妊婦支援給付金（2回目）の支給

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

☐ 希望します。



☐ 他の市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 希望しません。

5. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

医 療 機 関 の 名 称	
住 所	
電 話 番 号	

※振込先の口座確認書類（コピー）をここに張り付けてください。

（通帳・またはインターネットバンキングの通帳内容確認画面）
（支店名、口座番号及び口座名義（カナ）がわかる部分を張ってください。）
ゆうちょ銀行の場合は、通帳の表紙を開けた見開き全体（口座名義人名及び下部の店番号（漢数字3ケタ）・口座番号（7ケタ）がわかる部分）をコピーしてください。

妊婦支援給付金胎児の数の届出書

大府市長

大府市
受付印

1. 届出者の情報

		届出日		年	月	日
ふりがな		生年	年 月 日			
氏 名		月 日				
		電話番号				
住 所 地	〒					

2. 胎児の数：_____人

3. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

医 療 機 関 の 名 称	
住 所	
電 話 番 号	

4. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

☐ 希望します。



☐ 他の市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 希望しません。

5. 振込先口座

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協		本・支店 本・支所 出張所								
口座種別	口座番号（右詰で記入）							口座名義（カタカナ）		
1 普通 ・ 2 当座										

☐ 妊婦支援給付金(1回目)と同じ振込先（口座名義の変更なし）…通帳コピーの提出不要

※振込先の口座確認書類（コピー）をここに張り付けてください。

（通帳・またはインターネットバンキングの通帳内容確認画面）
（支店名、口座番号及び口座名義（カナ）がわかる部分を張ってください。）
ゆうちょ銀行の場合は、通帳の表紙を開けた見開き全体（口座名義人名及び下部の店番号（漢数字3ケタ）・口座番号（7ケタ）がわかる部分）をコピーしてください。

第1号様式の7（第2条の5関係）

第 年 月 号
日

妊婦支援給付金（2回目）支給決定通知書

様

大府市長

年 月 日に申請のありましたこのことについて内容を審査した結果、次のとおり支給を決定しましたので通知します。

記

※ 妊婦支援給付金は非課税です。

※ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に行われた妊婦給付認定に係る取消しにはついては、改正後の第2条の4第3項の規定は適用しない。

大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第40号

大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年大府市規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（損害補償のうち休業補償を行わない場合） 第 1 条 大府市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年大府市条例第89号。以下「条例」という。）第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1） <u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合	（損害補償のうち休業補償を行わない場合） 第 1 条 大府市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年大府市条例第89号。以下「条例」という。）第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1） <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

改正後	改正前
(2) 略	(2) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 16 条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている場合、この規則による改正後の大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第 1 条第 1 号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。